

新座市営墓園規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 10 月 23 日

新座市長 並 木 傑



新座市規則第 33 号

新座市営墓園規則の一部を改正する規則

新座市営墓園規則（昭和 6 0 年新座市規則第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分については、当該表示部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(決定通知) 第 6 条 前条の規定により使用者を決定したときは、新座市営墓園墓所決定通知書 <u>その他の方法</u> により使用申込者に通知するものとする。	(決定通知) 第 6 条 前条の規定により使用者を決定したときは、新座市営墓園墓所決定通知書により使用申込者に通知するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。